

麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団ニュースレター

ででこい!

第2号

【10年9月6日】

頒価：カンパ制

編集・発行：麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団
〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-16-13 MKビル2F フリーター全般労働組合気付
TEL/FAX: 03-3373-0180
Web: <http://state-compensation.freeter-union.org/> mail: realitytour.st.comp@gmail.com
郵便振替：00130-9-282713 口座名：麻生国賠
(他行からの振込 店名：〇一九店/預金種目：当座/口座番号：0282713)



【第2回期日直前、地裁前での情宣】

2010年7月26日、麻生邸リアリティツアー弾圧事件に対する国家賠償請求訴訟(麻生国賠)の第2回口頭弁論が開かれました。

第2回期日の山場は、原告フリーター労組による陳述でした。原告席にはフリーター労組の共同代表3名が揃い、田野新一共同代表(当時)がよく通る声で陳述書を読み上げました。傍聴席は駆けつけた多くの労組員で埋め尽くされ、熱心に陳述に聞き入りました。

目次

p2 原告意見陳述全文(フリーター労組) / p4 昼休み地裁前情宣、公安動向

p5 報告集会、学習会報告 / p8 ウソだらけの東京都の意見書を許すな!

p10 書評『公安条例制定秘史 - 戦後期大衆運動と占領軍政策』 / p11 訴訟団日誌

原告意見陳述 全文

フリーター全般労働組合

2008年10月の「麻生邸リアリティツアー事件」に関連して、11月5日にフリーター全般労働組合事務所に対して行われた搜索差押は不当であり、謝罪と賠償金の支払いを求める。

私たちは一人でも誰でも入れる労働組合である。非正規雇用労働者、および失業者を中心に、不安定な労働や生を強いられる階層に属する人々が、互いに助け合いながら企業や社会全体に状況の改善を要求している。組合員の労働問題を解決するために、数十件の雇用先との団体交渉を行うことが日常活動である。その一方で、自らの状況を社会に訴えるためにトークイベントやデモンストレーションも行っている。事件当時の日本社会は、私たちの組合員が直面する問題によりやく関心を寄せ始めていた。それまで「自己責任」という言葉で個人の選択の問題に還元されてきた不安定階層の問題は、「氷河期世代」「ワーキングプア」あるいは「貧困」という言葉の登場によって、ようやく社会が取り組み解決すべき問題であると自覚されはじめていた。貧困をテーマとしたいくつもの報道番組が企画され、関連書籍が多数出版され、雑誌の企画が相次いだ。私たちの組合にも、「貧困の現実取材し社会に明らかにしたい」という趣旨のテレビ局、新聞社からの問い合わせがいくつも舞い込んでいた。

だが、このように社会が私たちを救済の対象としてみなし、マスメディアが焦点を置けば置くほど、私たちが直面する問題の核心的なリアリティは喪われていった。この社会には金融資産5億円以上の超富裕層が5万世帯、1億円以上の富裕層が90万世帯存在すると言う。そしてこれらの階層は互いに姻戚関係を結びながら閥閥をなしている。私たちがようやく月収14、5万の仕事にありついて日々の暮らしや将来への備えを立てようとする傍らに、私たちの労働や生を不安定化することで蓄積した余りある金融資産の運用先探しに血道をあげる階層が存在しているのである。

だが、マスメディアは絶対にここを論点にしない。3畳風呂なしのアパートに住み、一日3食を素麺ですごすフリーターの暮らしを取材し富裕層のもとに届けるだけなのである。この社会が絶望的なまでの「格差社会」であること、そしてこの格差から利益を得る人々がなんら責任を果たそうとしないことについては終始曖昧にされたのだ。

ならば私たち自身がそのリアリティを獲得しなおすしかない。私たちはただ不安定な生を強いられるだけの存在ではない。自らを取り巻く状況を知り、新しい社会を構想する主体でもあるからだ。

そのような状況において麻生太郎氏が首相に就任した。彼は45年間に渡り1着30万円のスーツを年間10着も仕立てると言う。オリンピック級の腕前を誇るクレ射撃では、1日に大卒初任給の2倍もの弾を撃って練習したのだと言う。そして、敷地だけで62億円とも言われる豪邸に住む。連夜高級ホテルのバーに通うなど、彼の私たちとかけ離れた豪勢な暮らしが次第に明らかにされていたころ、彼は貧困問題の実態把握と称した政治的パフォーマンスを始めた。街頭でハローワークで貧困について人々の声を聞くというのである。

だが彼は何を知ることができるのだろうか。



日々の生活すらチャレンジを求められる私たちについて、生まれてこの方、一度もチャレンジなどしたことのない彼が何を知ることができるのか。何よりもこの社会の実態を知る必要があるのは私たちだ。そのため「麻生邸リアリティツアー」には複数の組合員が参加していた。だがそれだけで組合員が不当逮捕され、組合業務に不可欠で組合員の個人情報満載のパソコンが押収されてしまったのだ。こんな不当な行為が許される筈が無い。

そもそも本件の被疑事実である「公安条例違反」「公務執行妨害」自体が嫌疑を欠き、事実とされた事案は公安警察によってしかけられたものである。そのことにくわえ、組合は「リアリティツアー」の単独の主催者でなかったことも重要な事実である。「ツアー」は組合外の諸個人も多数含まれる有志によって企画され、特別の組織的背景をもたなかった。したがって強行された搜索差押は、任意の諸個人によるゆるやかな集まりに対して、「組織的な背景」をでっちあげようとした警察・検察側の違法な職権濫用にほかならない。

また被疑者3名の居宅と組合事務所への搜索が勾留期限の前々日になって行われたにもかかわらず、被疑者全員がその翌日に処分保留で釈放された。これは勾留延長のための捜査機関のアリバイづくりでさえなく、被疑者・周囲に対する心理的抑圧・政治的圧力と、捜査に関係のない個人情報の盗奪であり、絶対に許されることではない。

不当搜索では組合のパソコンが押収され、日常業務に大きな支障が出た。立ち会った組合員は、持って行くならせめて事件に関係するものだけにしろ、チラシやパソコンにあるデータは全てコピーする、パソコンは組合業務に支障が出ると主張したが、根拠を全く示さないまま関係のないパソコンまでを全て持って行ったのだ。そうして150人近くの組合員の個人情報と組合員の仕事のデータが奪われた。不当搜索は約2時間にも及び、捜査員も多すぎてただ威圧感を与えるためだけにいたとしか考えられない。

その被害は甚大だ。まずパソコンによる日常作業が出来なくなり、団体交渉申し入れ書や反論書、労働委員会への提出書面が作れず、過去の書面データを参照することもできなくなった。個人情報

を警察に奪われ、自分も監視対象になるかもしれないという不安を多くの組合員に与えた。そのため組合は緊急で組合員に対する説明会を開かざるをえなかった。個人情報押収されることは、組合と個々の組合員間の信頼関係にヒビを入れることを企図した卑劣な弾圧である。またフリーター全般労働組合の事務所に同居している他の様々な労働組合にも大きな不安を与えた。

今も警察は当時までの組合員の個人情報や交渉相手の情報を不当にも保持したままだ。これらは全て組合つぶしであり、憲法で保障された組合活動に対する政治的な弾圧である。私たちはこの弾圧をはね返し、組合員の生存を守るために、不当搜索に対する謝罪と賠償を求める。そして国賠訴訟の勝利を勝ち取る決意である。

(法廷イラスト：タケシ)

【陳述後の田野共同代表(当時)のコメント】

法廷での意見陳述は、ひとりひとりが社会運動として作ってきた成果の発表の場だと思う。陳述書は労組の仲間が執筆し、何度も読んで練習したが、本当に内容がいい。2008年当時の時代状況が「格差」を争点化していったことと、そこでのリアリティを回復するための麻生邸リアリティツアーだったこと。単に弾圧に対して「やられたらやりかえせ」ではなく、当時のあの状況からの連続性がある今の国賠があるんだという、運動のポジティブな意義を伝える内容だった。

2008年の救援をやっていたとき、仲間が警察の中に入っているということで泣けてきたんです。弾圧の当時はあんなに悔しいという感情があったのに、状況は古びていく。当時の思いを古びかせていかないように、毎回刷新していく意味でも運動は大事。弾圧当時の状況そのものは古びていくが、毎回の法廷を通じて、今現在のじぶんたちの状況がどうなのかをみんなで考えていきたい。

(編集部まとめ)

宣情前裁地み休日昼

300 枚のチラシを撒きました

お金があれば楽しいところ。それが東京なる街ということで、とりあえずあまり異論は出ないとおもっただが、ここ霞ヶ関は事情が異なる。巨大な、とても巨大な官庁「街」である霞ヶ関には、ネイルや洋服やエステの看板は当然、マンガ喫茶の呼び込みも、出会いカフェのティッシュ配りも見当たらない。代わりにあるのは、なんともそっけなく、そのくせひたすら威圧的にそびえたつコンクリートの塊と、無闇やたらに徘徊する警察官諸君。ということで、できればあんまり行きたくないスポットなのである。

そんな霞ヶ関 オブ つまらない街 を盛り上げようと、炎天下の 7 月 26 日のお昼、私達は東京地方裁判所まで、チラシ配りの宣伝活動に行ってきた。なぜって、それはこの日、麻生邸リアリティーツアー事件国家賠償請求訴訟第二回口頭弁論があったからである。

「1 着 30 万円のスーツを年間 10 着も仕立てている」「オリンピック級の腕前を誇るクレ射撃では、1 日に大卒初任給の 2 倍もの弾を撃って練習した」ああ、そうだった。麻生太郎という人物は、そういえば、こんなにもわかりやすい「金持ち」であった。「刑事は、目が合ったというだけで友人を連れ去った」「62 億ってどんなだよって、見に行くことさえも許されない階級社会」「国家権力の威を借りた、こんな蛮行が許されていいのか」「あのユデダコ刑事が見れるかもしれない」

「世紀の一大スペクタクル、体当たり公妨事件！しかも無料！行くしかない！」おそらく 35 度を悠に超えていたであろう猛暑の中、そんな演説を BGM に、私達は 1 時間ほど、チラシを配った。差し入れられた麦茶は、格別の味わいであった。

追伸

「黙れ おれは閉ざされた場所にいたいんだ」海賊を収監している刑務所で、監獄署長のマゼランは、ドクドクの実の能力(毒人間になって強い)のためにいつも下痢気味。本当は監獄の奥深くにある署長室 = 専用トイレの中に引きこもっていたのだが、実はこれこそが、裁判所というお役所の本音ではないのか。漫画『ワンピース』を読んで、そんなことを連想した。

というのも、私達が情宣を行なった東京地裁の門前の歩道には、実は先客がいた。駐車しているオートバイには、裁判所に抗議をただけで不当に逮捕されたのだという内容の紙。ご自由にどうぞとある。我々が終えたあと、裁判官はるくに証拠調べをしないのだと、司法権力使えね一問題、みたいなことを訴えていた。

思うに裁判官は、社会からひきこもっていたいのだ。塀で区切られた東京地裁のビルは、国賠アップルをしている私達を、風習を異にする蛮族であるとも言いたげだ。司法の退行は、警察権力の横縦を意味する。私達のアップルを尻目に、門の向こうで大挙していた公安刑事こそが、それを証明している。

(さくら / 参加者)



公安動向

当日の警備公安警察の活動について報告します。情宣前の裁判所内に、私服警察約 5 人。情宣開始から、裁判所側歩道に約 13 人、公安委員会庁舎側歩道に約 15 人。

法廷の傍聴席には、どこかで見たようなデカくさい男が 1 人。風貌は白いポロシャツ、ベージュのチノパン、シヨルダーバック、眼鏡。裁判所から移動して、弁護士会館での報告集会の途中にパトロールしたところ、さきほどの傍聴していた男が法務省方向から歩いてきました。その男は、法廷では持っていなかった公務員 ID ストラップを首からぶら下げていました(霞ヶ関を歩けば、官庁役人の多くが使用している)。



国賠闘争への捜査活動攻撃を許さないぞ！みんなで妨害を跳ね除けていきましょう。次回口頭弁論でも同じ人物を見つけたら、本誌でも公開するつもりです。

報告集会 & 学習会に 40名集まる

報告集会では小竹広子弁護士から被告東京都が提出した準備書面の内容解説と、フリーター労組共同代表（当時）から陳述を終えての感想が語られました。同じく国賠を闘う仲間からは、バレンタイン国賠（警察に重傷を負わされた事件）と大河原国賠（警察裏金問題内部告発者への口封じ弾圧への反撃）からのアピールをいただきました。続いての学習会では、河内国賠の支援者と原告から国賠闘争の意義について、小竹弁護士からは公安条例の違憲性について解説がなされました。報告集会・学習会にも40名強の参加者があり、麻生邸ツアー弾圧国賠への関心の高さが伝わってきます。会場カンパも14,096円集まりました。参加者の皆様、どうもありがとうございました。（編集部）

小竹弁護士の「公安条例の違憲性について」のレクチャー要旨を紙面でご報告します。

0. 講師紹介

「そもそもの公安条例の内容についてもう一度ここで確認したい」という、訴訟団事務局の要望があり、弁護団の小竹弁護士に依じていただきました。小竹弁護士は早慶戦「展覧」試合不当逮捕事件の原告として、国賠闘争を行った経験があります。小竹弁護士に限られた時間の中で公安条例の歴史と判例について解説していただきました。以下は小竹弁護士による学習会での発表です。

1. 公安条例ってなに？

第一に、条例は自治体において制定され法律と同様住民に対し拘束力を有するものである。東京都の定める条例のうち、「公安条例」は「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」とされるが、憲法第二十一条「表現の自由」の観点から違憲の疑いが多く、全国各地で公安条例の合憲性を争う訴訟が多数なされてきている。

「集会、集団行進及び集団示威運動に

関する条例」（東京都公安条例、以下抜粋）

第一条 道路その他公共の場所で集会若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行おうとするときは、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）

の許可を受けなければならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

一 学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育、競技

二 通常の冠婚葬祭等慣例による行事

第二条 前条の規定による許可の申請は、主催者である個人又は団体の代表者（以下主催者という）から、集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の七十二時間前までに次の事項を記載した許可申請書三通を開催地を管轄する警察署を経由して提出しなければならない。

第三条 公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならない。」

2. 表現の自由 vs 公安条例

（1）公安条例の運用実態（デモを例とした場合）

公安条例ではデモの申請は、警察による許可制とされている。この運用の結果、主催者はデモ申請の前に、警察と経路・形態・その他の条件をめぐって打ち合わせをしなければいけない。ここで警察と合意ができなければ、申請書さえもらえない。さらに申請はデモの72時間前にしなければならない。警察に広い裁量権があるため、デモ主催者は警察の言う条件によってでしかデモを行

うことができない。

デモ現場には警察がついてくる。警官がデモ隊を囲み、通行者とデモ隊とが分断された結果、本来の目的である通行者へのアピールが出来なくなるといふ本末転倒が起こる。

(2) 2つの最高裁大法廷判例

デモなどの表現行為を規制する公安条例の合憲性について、最高裁に次のような判例がある。

新潟県公安条例事件 1954(昭和29)年

集団示威運動につき、単なる届出制を定めることは格別、一般的な許可制を定めてこれを事前に抑制することは、憲法の趣旨に反するが、特定の場所または方法につき、合理的かつ明確な基準の下に、予じめ許可を受けさせ、又は届出をさせて公共の福祉が著しく侵されるような場合にこれを禁止しても憲法に違反しない。

この判例では、デモなどに対する「一般的な許可制」は違憲であるとしている。しかし()特定の場所・方法について、()「合理的かつ明確な基準の下」、許可を必要とすることは合憲であるとしている。いわば、「表現の自由」を国が制限するときはどういふときなのか」といふ、「判断基準の明確化」をおこなっている。しかし、()「特定の場所・方法」といふ条件について、「道

路」を特定の場所と解するなど、その「あてはめ」に問題がある。

東京都公安条例事件 1960(昭和35)年

また、次の判例。

およそ集団行動は、通常一般大衆に訴えんとする、政治、経済、労働、世界観等に関する何等かの思想、主張、感情等の表現を内包するものである。かような集団の潜在的な力は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突発的に内外からの刺激、せん動等によつてきわめて容易に動員され得る性質のものである。この場合に平穏静肅な集団であつても、時に昂奮、激昂の渦中に巻きこまれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によつて法と秩序を蹂躪し、集団行動の指揮者はもちろん警察力を以てしても如何ともし得ないような事態に発展する危険が存在すること、群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかである。

従つて、集団行動による表現の自由に関するかぎり、いわゆる「公安条例」を以て、地方的状況その他諸般の事情を十分考慮に入れ、不測の事態に備え、法と秩序を維持するに必要なかつ最小限度の措置を事前に講ずることは、けだし



止むを得ない次第である。

こちらは「集団行進暴徒化論」ともいわれる発想に基づき書かれた判例である。判例の、「基準の明確化」から一転した、判例の無視された新判例である。「諸般の事情」によって、警察による、デモなどの表現行為に対する「事前抑制」が合憲であるとしている。またこの判例の示された1960年当時は、反安保を巡るデモが史上空前の盛り上がりを見せていて、そのことがこの新判例を産んだものと考えられる。



(3) 憲法理論上の原則

「表現の自由」が「公共の福祉」と対立した際、原則的運用はどのようなものか？ということ、憲法理論の原則から考えてみたい。

まず、憲法に明文された人権リストの中でも、最優先されるべきは「表現の自由」に代表される「精神的自由」である。損なわれた場合、民主制の過程での回復は困難であるため。この点は、比較的回復可能な「経済的自由」との大きな違いといえる。

「精神的自由」が「公共安全」と対立し、「精神的自由」が制限される場合、厳格で明確な審査基準（「事前抑制の禁止」他）によってはじめて可能となる。この点で、判例は、明確な基準を示しているのか強く疑問だが、このように明確な基準を示さない判例も存在しているのが現状。

3. 「表現の自由」のゆくえ

(1) 経験に照らして

さきほどの法廷内での出来事だが、開廷前の時間に傍聴者が、たまたま隣り合った知人にチラシを手渡そうとした際、書記官が「ピラ撒きをやめるように」と注意をし中断させた。同様に、私も「先生、‘ピラ撒き’を止めさせて下さい」と、言われた。

自分が逮捕された1994年5月の早慶戦「天覧」試合不当逮捕事件においても、「神宮球場でのピラまきは私有地だからダメ。公道でのピラまきは公共の場所だからダメ。」ということであった。

(2) 麻生邸国賠訴訟団として

「表現の自由」を行使できる場、それ自体がなかなか見当たらない。憲法に明文化されているにも関わらず、現実には「どこへ行ってしまったの」という感じだ。国賠を通じて、「表現の自由」を取り戻したいと私たちは考える。

4. 報告者より～学習集会を終えて～

以下は、小竹弁護士による学習会での発表を受けて、この記事をもとめた報告者の意見だ。

今回の学習会では代表的な公安条例違反事件訴訟における2件の判例を学習した。いずれも「安寧秩序」「公共の福祉」「暴徒と化する恐れがある」ために、警察によるデモ制限・事前抑制を合法であるとし、表現の自由の侵害には該当しないとしている。

さて、今回の不当逮捕事件はどうなるだろうか。証拠開示は法廷等に譲るが、不当に逮捕せしめられたこの事件を、かつてのように裁判所は「公共の福祉」のため合理的と判決するとするなら、不当逮捕が肯定されるばかりか、この社会における「福祉」の体裁さえ、恣意をもち歪められゆく。その点で、裁判所の判断の意味は大きい。「公共の福祉」という大儀の下、この不当逮捕事件が法廷で肯定される事態にならぬよう、この国の司法に対し警鐘を鳴らしつつ注視していきたい。

(広田有香)

ウソだらけの東京都の意見書を許すな!

園良太（麻生邸リアリティツアー-国賠訴訟団・原告）

私たちの訴状に対して、東京都は7月26日の口頭弁論で反論書を提出してきました。

これが本当にヒドイ代物。私たちは反論を準備していますが、まずはその中身を4点に分けてご紹介し、特に逮捕状況についてのウソを指摘します。

1:「危険な集団」とでっちあげる。

都の主張は、事件前に公安警察が「反戦と抵抗の祭<フェスタ>実行委員会は、黒ヘルグループやアナキストが中心となって結成されたこと」を把握していたと始まります。つまりもともと危険な集団が呼び掛けていたと決めつけて逮捕を正当化しようとしています。私たちが一度も名乗ったこともなく、存在してもいない「黒ヘルグループ」自体が公安のでっちあげです。

2: ツアーの集合を「無届け集会」扱いする。

私たちはツアー出発前に渋谷ハチ公前広場に集合していましたが、都はそれを「無届け集会」に当たるため、中止するよう警告したが、それを無視した」と書いています。しかし、渋谷署の警察官が参加者に「出発しても良い」と和やかに言っている youtube 映像をみなさんも見たと思います。つまり渋谷署は話し合いの末に集まりと出発を許可しているのです。

3:「3人が暴力を振るったから逮捕した」と

メチャクチャなウソをつく。

ツアーを「デモ隊」と言い換えた上で、「デモ隊は一団となって周囲に氣勢を示した」と書き、

「歩行者の中には、本件デモ行進によって円滑な通行ができず、仕方なく車道に出る者やデモ隊の参加者と身体がぶつかるなど、デモ隊は歩行者などの安全で円滑な通行を阻害していた」とあります。

「原告園を逮捕した状況」では、「プラカードを降ろすよう再三警告したが、園は『これは目印だ』と怒鳴り返して無視した」とあります。そのため「公安二課員らは、東京都公安委員会の許可を受けることなく行われた本件デモ行進において、原告園をデモ隊を指揮・煽動した公安条例違反と認め、園の右腕を抱え込んで隊列から引き離し、現行犯逮捕する旨を告げた。すると原告園が無言のまま暴れ出したため、園を逮捕した」とあります。しかし、原告園は怒鳴り返したのではなく説明をただけで、その後警官は何も言わなくなりました。そして youtube 映像を見れば、逮捕など告げる間もなく原告を抱きかかえて地面に押し倒していること、原告は暴れてなどいないことが分かるはずです。何というウソでしょうか。しかも警告した後に逮捕を決めたと書いていますが、ツアー出発後に公安警察が「警告を誰かに出させてですね…」と別の公安と企んでいる映像も youtube に出ました。つまりあらかじめ逮捕

を決めた上で、警告の出し方だけを話し合い、不当逮捕をでっちあげたのです。

二人目の逮捕では、「園を逮捕した際、原告渡邊は、現場で指揮をしていた宇井警部に仲間を返せなどと怒鳴りながら右肩で宇井警部の胸部に体当たりをして、その職務を妨害した。このため公務執行妨害の現行犯で逮捕した」とあります。これも真っ赤なウソ。体当たりなどしていないし、映像を見れば、一人目が逮捕されて警察が押し寄せた中で立て続けに二人目・三人目が地面に引き倒されたことがわかります。暴力を振るったのは警察の方なのです。

三人目の逮捕では、「原告園を逮捕している山口警部らの周辺で原告園の服を掴むなど奪還行為をしたことから、三人目に正対する態勢をとった。すると三人目は無言で右肩で同巡查部長の胸部に体当たりをし、少し下がってから、再び嶋野巡查部長に体当たりをして、その職務を妨害した」とあります。しかし三人目も体当たりも暴力も一切することなく、逆に押し寄せた警察に倒されたのです。しかも三人目が警察から逃げようとしたので後を追ったとありますが、それも一切していません。

4:フリーター労組への

不当捜索を開き直る。

フリーター労組事務所への不当な捜索の理由は、「本件デモ行進は組織的に計画された」「原告組合等の組織の指令、指導等に基づいて敢行した」、「組合事務所には、本件各事件が発生した経緯、原因、動機、目的、集団・方法、共犯ないし背後関係等に関する証拠物の存在を認めるに足りる状況があると判断した」と挙げます。しかしフリーター労組は連絡先に過ぎず、実際の参加者は有志の個人です。また「当日も組合員が警官に

暴行を加えた」、「原告組合事務所の関係者が、証拠物を任意に提出することなど到底期待できず、捜索差押えによらなければ、本件各事件に関する証拠物を隠滅・毀損されるおそれがある」とありますが、これらもウソと何の根拠もない中傷です。そもそも不当逮捕した上での捜索自体が違法なのです。この不当捜査によって組合が受けた被害は、フリーター労組の原告陳述に書かれています。

結論:

東京都の主張は、まず私たちを「逮捕されてしるべき」「強固な集団」とレッテル貼りした上で、当日の行動を「無届け集会・デモだった」とでっちあげ、逮捕シーンでは「警官に暴行した」と全くの事実無根を主張するという、ウソにウソを積み重ねる内容になっています。私たちはこれら全てにきっちり反論していき、国と東京都にウソだと認めさせます。次回10月4日の口頭弁論で提出し、次号の『でてこい!』に掲載しますので、楽しみにお待ちください!



書評

『公安条例制定秘史』

- 戦後期大衆運動と占領軍政策』

尾崎治著、柘植書房、1978年（評者：徳永理彩）

「なくせ！公安条例」これが訴訟団の第一の訴えである。では公安条例の何が問題なのか？

公安条例の違憲性を争ったこれまでの判例を学ぶには、『ジュリスト』など法学雑誌のバックナンバーを当たればよい。一方、関連書籍を探そうとすると国会図書館の和書検索では10件しかヒットしない。公安条例研究は非常にマイナーな分野であるらしい。その数少ない書籍の中で、本書は公安条例がGHQ占領軍の大衆運動弾圧政策として制定された歴史を解き明かした重要文献である。惜しいことに絶版なのだが、図書館や古書で手に取ることができる。

* アメリカ占領軍の反共治安政策としての公安条例

公安条例は現在、全国25都県と35市条例に存在する。東京都公安条例の正式名称が「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」であることを知ると、公安条例が集団的社会運動を規制するための治安弾圧法であることにあらためて気づく。

本書は、占領軍による在日朝鮮人の運動への弾圧、レッド・パージ、朝鮮戦争参戦という冷戦時代初期の反共政策の高まりのなかで、占領軍の主導と日本の警察当局の協力によって公安条例が各地の自治体に導入されていったことを明らかにする。敗戦直後から兵庫県労働運動に身を投じ、のちに旧社会党の県会議員を務めた筆者の尾崎治氏は、各地の議会史や警察、占領軍資料等を活用しながら公安条例制定の闇を照らしていく。

* 戦後期大衆運動のうねり

朝鮮人学校閉鎖令反対運動

GHQは在日朝鮮人の運動を弾圧の対象かつ公安条例制定の口実にした。敗戦後日本の大衆運動のひとつのうねりをつくったのが、植民地支配から解放された240万人の朝鮮人だった。長年民族の言葉を奪われながらも植民地日本で家族を築いてきた朝鮮人たちは、解放と同時に民族学校の建設に熱意を傾ける。日本各地に朝鮮人学校が誕生するが、GHQは日本政府に対して在日朝鮮人の帰国計画を指令し、帰国に応じない朝鮮人は日本の法律に服従せよという声明を出す。日本政府は、朝鮮人学校設立不承認・在日朝鮮人の日本人

学校への就学義務・朝鮮語教育の正課からの除外を旨とする悪名高い1.24通達を都道府県知事宛に発する。1948年4月、兵庫県・大阪府知事はこの通達をもとに朝鮮学校閉鎖令を発令。朝鮮人たちは家族ぐるみで学校閉鎖令に反対し県庁を取り囲み、在日朝鮮人連盟(朝連)日本共産党も共闘した。先に山口県で成功した閉鎖令延期の勢いを得て、4.24阪神教育闘争として名高い大規模な運動が起こる。

これに対してGHQは占領期唯一の非常事態宣言を発令。1948年4月26日に大阪で予定されていた3万人デモの関係者をはじめ、約1700名(大半が朝鮮人)が検挙され、首謀者とされた朝連幹部8名と共産党議員1名が軍事委員会にかけられる。(朝連は1949年9月、初の団体等規制令適用により解散。)占領軍は「共産党と朝連との共同謀議」という筋書きをでっち上げていく。これを奇貨として1948年8月、GHQはモデル公安条例を各自治体に提示。同年10月、大阪市公安条例が抜き打ち的に制定公布。(正式名称「行進、示威運動及び公の集会に関する条例」。)しかし兵庫県では同月、公安条例制定案の否決に成功している。

* 制定時から指摘されていた違憲性

1947年5月の日本国憲法施行後に各地で制定された公安条例は、GHQにも日本政府にも自治体にも当初からその違憲性が認識されていたと筆者は指摘する。たとえば、1948年、占領期日本で最高の法的権威を持つ法務庁長官は、許可制公安規制は違憲であるとの見解を出している。筆者は公安条例を撤廃する契機が二度あったと述べる。一度目は、1951年のサンフランシスコ講和条約締結時。公安条例は占領軍指導の下制定されたのだから、「占領中の垢を落とす作業の一つ」として廃止すべきだった。二度目は、警察法が全面改正された1954年。警察組織が自治体警察から国家警察に移行したのだから、条例レベルでの憲法違反を是正すべきだという。

1978年に執筆されたあとがきでは、公安条例が違憲のまま「風化」している状況が憂慮されている。それからさらに30年余年を経た現在もなお、わたしたちの街頭表現は公安条例による違憲的制約を課せられている。最終章の題目は訴訟団と主張を同じくする「『公安条例』を廃止せよ」。麻生邸事件国賠訴訟団の司法闘争が、今こそ公安条例体制に終止符を打つ力となることを希望して本を閉じた。



★訴訟団日誌★

各地の集会で

情宣・賛同呼びかけしています

7月4日

「沖縄に基地を押し付けるな！ 決着はついてないぞ！ 7・4 新宿ど真ん中デモ」 (<http://d.hatena.ne.jp/hansentoteikounofesta09/>)の解散場所にて宣伝 - ニュースレター配布(奮発)。

余談として、行動終了と同時に大雨。瞬時に行動参加者が雲散霧消、主催側の撤収作業がその十五分後。

気付けばアルタ前は、三原じゅんこの選挙演説が群衆の耳を劈くといったいつもと変わり栄えない時空間。に酸性雨。

「警視庁」のロゴ入りベスト着用の新宿署巡查部長高橋貴志が場違いにも、喫煙 - 朗らか。

たかだか五分の一時的自律ゾーン。

その姿態は、私が経験してきたいかなる街頭表現(主体)よりも秀でていて、お洒落だと感服しました。

煙草価格は本年十月に平均三〇%値上がりすると言われてしています。それでも年収 180 万円以下のニコチン中毒者は、止める人は少ないと見積もる。私。

巡查部長高橋の単パネ行為は、一つの行動ヒントを提示しています。

小さな憤慨とマナー(モラル)違反と労働サボタージュとピーポくんはフェイクです、それを現実化すると土気と悪意と時間を切断する喜び。

(潜在的に)路上禁煙条例は形骸化しているし、それを公安条例にも適用できるよう私は訴訟団に在ります(コートピア)。

潜在が浮遊することを社会は許容しても、結実化は...

税金(所得税)を無きものとするデイトレーダー宅を発見した新聞配達屋とビザ屋の興奮。

「ここは財産略奪OK路線」の印として、表札のどこかに小さな黒点を刻む訪問商法者と悪徳業

者の秘密言語の共同体。
リアリティは刷新される。

【気井昇】

7月10日

『「防犯」なら何でもアリか？ 警察のさばるな！『安全・安心』を問う7.10 集会』に情宣参加。
カンパ額約 1500 円。

余談として、集会場所周辺には税金ってパラダイスでしょのごとく私服公安が。

私の感覚では、彼らは渋谷の街を形どっている。時勢とルックスで判断すれば、彼らは 110 番されるべき模範像。

仮に彼らがこれまで一度たりとも市民(消費者)からの妨害を受けていないのであれば、それは渋谷がスペクタクルである証左だ。

彼らはおそらく、公共という、都市性の恩恵を一番に預かっている。

極端に言って、都市性とは匿名の物語の連続で、何をやっても忘却される。

ポスティング同様、彼らの光景(労働)が公共という領域から、麻生宅といった私的空間領域に移行した時、何かが瓦解することを恐れて、予防拘禁が働いた。

麻生宅は渋谷区であると同時に、スクランブル交差点ではなく、松濤。

松濤の夜は、通行が極端に乏しく、ガードマンとシークレットサービスとカメラが門前にまたは也を潜め、映画『時計仕掛けのオレンジ』の不気味な世界観を醸し出す照明と外観が地区の空気を醸し出す。

【気井昇】

7月19日

とあるセミ・クローズドの集会にて情宣。まではいいものの、カンパを募り忘れるという醜態ぶり。自省反省、今後に生かす。

【藤原】



なくせ公安条例 麻生邸リアリティツアー 9/23 国賠訴訟集会

日程:9月23日(祝・木) 時間:17時半開場 18時開始 21時終了
場所:渋谷勤労福祉会館 2階第1会議室 (渋谷区神南1-19-8)
参加費・資料代:500円
主催:麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団

★基調講演「本件での公安条例適用の問題性」

奥平康弘：1929年生。憲法学者。東大名宮教授。編著書「憲法の想像力」「表現の自由を求めて」「治安維持法小史」「これが破防法」「青少年保護条例・公安条例」他多数。

★講演「いなぜ公安条例を問うのか—公安条例違憲判決に向けて」(仮)

大口昭彦：弁護士。「麻生邸リアリティツアー事件」国家賠償請求弁護団。救援連絡センター運営委員。

★講演・映像紹介「メディア・アクティビズムの力」(仮)

小林アツシ：映像ディレクター。DVD「どうするアンボ」「基地はいらない、どこにも」など。

★原告からのアピール

「踏襲」と書いて「ふしゅう」と読む時の首相とは如何に。
2008年10月26日、「麻生邸リアリティツアー」と題した自宅見ツアーが渋谷で予定されました。待ち合わせ場所の八軒公前にはツアー参加者だけでなく、警察官の顔があらりました。

ツアーが始まって間もなく、参加者のうち3名が警察官から何の説明もないまま、公安条例(※)違反と公務執行妨害罪で逮捕されました。買い物客で賑わいを見せる渋谷の繁華街は、異様な光景に一変しました。この事態に怒り収まらぬ参加者一行は予定を変更し、渋谷署にでかけました。到着するまでに大勢の警察官が出入り口を封鎖していました。参加者は、逮捕された3名の釈放と事の説明を求めましたが、警察は聞く耳を持つことなく、一方的に参加者を強制しました。

同日夜、すぐさま救援会が立ち上がり、3名の救援弁護とキャンペーンを展開しました。このキャンペーンには実際の逮捕映像が大きく奇り、警察の存在を疑う考えがひろまりました。拘留延長と逮捕後10日目という時期に下された家宅捜索(抜き打ちテスト)という行政司法一体となった重圧に見舞われるも、最終的に3名の釈放と不起訴を獲得しました。

事件から2年が経過しようとする現在、私たち訴訟団は国家賠償請求裁判をおこなっています。司法の場で権力による犯罪の責任を認めさせることは、慣行化する家宅捜索の違法性、不可視の環境に留め置かれる被害者の人権保障にもつながると考えています。

今後逮捕に留まらず、法を担保とした警察の自由活動が

何をもちろすのか、私たちは痛いほど知っているはずだと思います。

アモは、公安条例によって規制と圧力で締め上げられています。警察はなんでもない振る舞いをきっかけにコンフリクトを作りだし、弾圧を加えてきます。

問われるべきは、さまざまな運動スタイルの差異ではなくて警察の性格かと思っています。「治安」や「公共の福祉」を振りかざす彼らは、その実、何をやってきたのか。

以上の問題提起から私たちは集会を持つと考えました。「公安条例」の歴史運動的観点から憲法学者の奥平康弘氏、法の観点から弁護士の大口昭彦氏、「映像メディア」の観点から映像ディレクターの小林アツシ氏を招き、三者の立場から講演をしていただきます。くわえて、当国賠原告からの証があります。活発な対議によって有意義な場となることを期待しています。

ここに表現の自由を求めるみなさまの参加を呼びかける次第です。会場では麻生国賠Tシャツの販売も予定しています。

ぜひ渋谷勤労福祉会館にお集まりください。

※注一公安条例:1948年、福井市で初めて制定。条例の目的は災害復興であったが、以降、占領軍の指導の下「集會、集団行進及び示威運動」を取締る治安弾圧法として、各地の自治体に制定される。当初から違憲性が問われる中、現在でも様々な運動に対する規制、弾圧をはかるべく運動と機能している。

【連絡先】〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-16-13 MKビル
2F フリーター全労連組合気付
<http://state-compensation.freeter-union.org/>

★★★麻生邸リアリティツアー国賠・第三回口頭弁論——10月4日(月)14:30~/東京地裁721号法廷★★★

【編集後記】訴訟団は国賠ネット合宿への参加、8.15靖国弾圧事件救援への団体賛同、「公安条例TV」制作企画など活動を展開しています。9月23日には、訴訟団初の講演集會を事件現場近くの渋谷で開催します。「余人を持って代え難い」憲法学者・奥平康弘さんが基調講演を引き受けて下さいました。共に公安条例の問題を学び、公安条例撤廃・国賠勝利に向けた運動を大きく作り出す場になりたいと思います。ぜひご参集を!